

No.	コメント内容	コメント回答
2836	0119-全般1 ●第2回補正の構成、記載の考え方について ・事業許可の安全機能一覧に記載した安全機能番号の仕様表は、一つの仕様表にまとめて記載すること。	6次申請にて同一の安全機能番号を建物と設備の仕様表でわけているものについては、原則一つの仕様表にまとめて記載することとします。具体的には、[487]原料貯蔵設備シリンダ貯蔵ビットについては、建物の仕様表から申請対象として[487]を消し、設備側の仕様表(表へ設-59)にて説明することとします。ただし、[716]転換工場地下ビットの「ビット内廃液回収配管系統」は地下集水槽(表ト設-液6)として安全機能を示した方が明確となるため設備の地下集水槽の仕様表に含めることとします。
2837	0119-全般2 ・仕様表に記載した設計番号が、建物・構築物と設備・機器が混在する場合、建物側と設備側の設計取合いを明確にすること。建物・構築物が設備・機器の設計仕様の一部を構成する場合(ビット等)、建物と設備全体を俯瞰して臨界防止、地盤・耐震、閉じ込め、溢水損傷の防止等の安全機能が維持される設計となっていることを再確認すること。不明確な場合、補正申請で明確にすること。	拝承しました。仕様表に記載した設計番号が建物・構築物と設備・機器が混在する場合、建物側と設備側の設計取合いを明確にし、安全機能が維持される設計となっていることを再確認します。分割申請する場合は次回以降申請との取り合いが明確になっていることを再確認します。
2838	0119-全般3 ・【確認】P4295、表5-1(P4578)、表5-2(P4581)4581第5次設工認申請までに認可を受け、次回以降申請するとしていた安全機能について、令和2年4月の技術基準改正や詳細設計の進捗に伴い、第6次設工認申請で既認可の設計番号を変更している(又は旧技術基準の設計番号を継続使用している)設計について、記載の考え方を説明してください。考え方に沿っていない記載があれば、理解の相違が生じないように、必要に応じ補正してください。	「刈り取り仕様表の設計番号対比表」P4295、表5-1(P4578)、表5-2(P4581)は、各申請の仕様表に記載の設計番号について、同じ設計内容のものを同じ行に示し整理したものです(一は申請がないことを示す)。なお、設備の仕様表では、建物で先行して申請された設計(例えば堰など)を使い適合性を説明する場合は、先行して申請された設計番号に同申請次数を付し示しています(例:7.1-建(4次)) 過去申請で次回以降申請としたものを引き継ぎ申請する仕様表(追表XX-X)には、過去申請と同じ設計番号を記載することを原則としています。 ご指摘の過去申請で申請した設計番号を本申請で変更したものと、臨界の設計番号(4.2-設6)が該当します。 その内容については以下の通りです。 5次申請書では設計番号3.2-建1(4次)により、 離隔距離で領域区分の隔離を説明しました。(P763 資料1参照) 6次申請書では、 P4709 事業許可書の記載を踏まえて領域区分の隔離を 「臨界隔離壁による隔離」(4.2-建1)及び 「離隔距離による隔離」(4.2-設6) の2つの方法を提示し、 P4711に記載した通り領域間の隔離方法が 「臨界隔離壁による隔離」か「離隔距離による隔離」であることを示しています。 以上より領域区分の設計番号として 「臨界隔離壁による隔離」(4.2-建1)を追記し、 3.2-建1(4次)を引き継いだ「離隔距離による隔離」(4.2-設6)を記載しています。
2839	0119-全般4 【設計番号の記載の考え方が不明な例】 ・P4582 閉じ込め [10.1-設15]~[10.1-設19]は、第6次申請に記載がないが、本申請の対象外を意図したものか。	「刈り取り仕様表の設計番号対比表」は、新たに申請する仕様表の設計番号を対象に各申請で内容が同じものを同列に記載し整理したものです。ご指摘の閉じ込め関連の設計番号は、新たに申請する仕様表に含まれないため同表の6次申請の列には記載していません。上記記載要領を明確にし、要領に従い記載をしていることを再度確認します。
2840	0119-全般5 ・P4584 第5次設工認で次回以降申請するとして警報・インターロック等の機能性能に係る設計についても、どのように申請しているのか	追仕様表(追表イ設1~設7(5次)、追表ト設1~3(5次))において、申請しようとするインターロックに関する設計番号に下線を示して明確にするとともに、IL系統図にIL設定値、機能・性能に関する検査項目・方法を明確にしています。また、閉じ込め説明書において、ILの動作、設定値の考え方を記載しています。
2841	0119-全般6 ・第6次設工認申請書のP204 液受槽、P206 調液貯槽の設計番号[10.1-設4]について、P5938 設計番号[10.1-設4]では「排気は局所排気系に接続し、閉止弁を設置する。」としている。この弁は、B-DBA事象を想定し、HFの拡散緩和を目的として設置していると説明している点について、設計の考え方を説明すること。	U02F2溶液から発生する、蒸気圧分のHFは、通常は気体廃棄設備の排気ファンにより廃棄されますが、B-DBA時、排気ファンが停止した場合、HF蒸気が工場内に広がる可能性があります。よって、排気ダクトに閉止弁を設置し、これを閉止可能とすることで、複数の排気ファン停止するようなB-DBA時にはHF蒸気を設備内に閉じ込めることを可能とする設計としています。よって、U02F2溶液を取り扱う液受槽、調液貯槽、U02F2貯槽は局所排気に接続し、閉止弁を設ける設計としています。
2842	0119-全般7 ・【関連】P3574の気体廃棄設備(1) 転換加工施設局所排気系統(1)の運転時、設計基準事故時、B-DBA時に設備からどのようなガスが排気され、当該排気系統でどのように処理して廃棄する設計であるのか説明すること。	気体廃棄設備(1)(図ト系1-8系)は、通常運転時は、貯槽内のU02F2溶液から極微量のHF蒸気(蒸気圧分)が発生しますが、他の設備からの排気と合流して十分希釈されて流れます。また、DBA/B-DBA時に排気ファンが停止した場合は、局所排気系統に設けた閉止弁を閉操作することにより、HF蒸気を装置内に閉じ込める設計としています。

No.	コメント内容	コメント回答
2843	0119-全般8 ・ P1388 表へ設-60 「核燃料物質の貯蔵施設 仕様表(次回以降の申請にて適合を確認する範囲)」の表については、次回以降の申請時に刈取りが容易となるよう、認可を受けようとする仕様表毎に作成し管理すること。(他も同じ)	大部分の機器では、次回最終の7次設工認申請で申請する項目は、核燃料物質の臨界防止に係る、共通な項目であるため、現状のように施設ごとに一枚の次回以降の申請にて適合を確認する範囲の仕様表(次回表)にまとめて記載しております。そのフォーマットは、5次申請と同様であること、仕様表毎の刈取り内容は追仕様表で明確であることから、現状の要領で十分であると考えております。
2844	0119-全般9 ●事業許可との相違点リスト(P4408~) P4413 火災等による損傷の防止 排気ダクト ・高性能エアフィルタ通過前に非管理区域を通過する全ての排気ダクトを、管理区域内を通過するようルート変更するのか。(非管理区域を通過する排気ダクトはなくなるということか)	ご認識の通り、高性能エアフィルタを通過前に非管理区域を通過していた排気ダクトは管理区域内を通過するようルート変更いたします。したがって、変更後に高性能エアフィルタを通過する前に非管理区域を通過する排気ダクトはなくなります。
2845	0119-全般10 ・火災源の近くに設置する塩化ビニル製の全てのダクトを、不燃性材料を用いる設計とするのか。(P5577で説明しているダクト以外で、火災源近くの塩化ビニル製ダクトを耐火シートで被覆する設計あるのか)	火災源近くの塩化ビニル製ダクトに耐火シートを被覆する設計はなく、すべて不燃性材料のダクトに変更いたします。
2846	0119-全般11 ・関連する仕様表の設計番号[11.3-設11]の「・・・難燃性のダクトは不燃性のダクトに変更する。」と記載があるのは、仕様表の変更内容欄に記載の改造工事によって不燃性材料を用いる設計とする主旨で記載しているかと理解して良いか。この場合、系統図又は図面等で不燃性材料に変更する範囲を明示すること。	変更内容の記載についてはご認識の通りです。材質変更の箇所については系統図(図ト系2-12、2-15、3-2)に材質変更の範囲を改造箇所としてハッチングで示しておりますが、系統図で具体的な箇所を示すことが困難なため、具体的な箇所についてはp5577に明記しております。
2847	0119-全般12 ・火災源近くの塩化ビニル製ダクトで、耐火シートを被覆する設計がある場合、耐震設計等の安全機能の評価に反映しているか。	火災源近くの塩化ビニル製ダクトに耐火シートを被覆する設計はありません。また、耐火シートを被覆する場合は重量を考慮して耐震評価等を行います。
2848	0119-全般13 P4416 火災による損傷の防止 火災区域外への影響評価結果 ・本申請欄に原料貯蔵所と第3核燃料倉庫の火災区域について、事業許可からの変更点はあるのか。事業許可からの変更点があれば、変更内容を具体的に説明すること。	事業許可からの変更点は、端数の処理を安全側にしたことだけです。例えば、第1廃棄物処理所の等価時間は0.29時間から0.30時間としています。
2849	0119-全般14 2回目補正における添付図面のうち、図ハ制記、図ハ制一盤がなくなっている。再度、全体の体裁を確認すること。	拝承いたしました。 他にも同様なことがないよう再度確認致します。
2850	0119-全般15 p1696.仕様表。「その他事業許可で求める仕様」欄と「添付図」欄の記載が入れ替わっている。	拝承いたしました。 適切に修正させていただきます。
2851	0119-全般16 p62~、p1688~。給気ファン、排気ファンの設工認名称と仕様表のタイトルが一致していない。	各仕様表の「機器名」の欄に記載しているものが設工認名称であり、仕様表のタイトルに記載しているものではありません。最終補正にあたって、名称が整合していることを確認します。申請書内で申請機器名を記載するところに、安全機能名称や仕様表名称などが記載されていないか、再確認の上、適切に修正させていただきます。
2852	0119-全般17 p75.設工認名称「地下集水槽」の事業許可名称欄に「[716] 地下ピット」があるが、設工認名称に「地下集水槽地下ピット」があるので不要。	以下のとおり、考え方を再整理し、P75の地下集水槽からは、[716] 地下ピットは削除します。 現状の記載は、[716] 地下ピット(ピット内液回収配管系統を含む)のうち、地下ピットについては、建物の仕様表(表ト建-1-7 工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット)、ピット内液回収配管系統については、設備の仕様表(表ト設-液6 地下集水槽)に紐づけて、記載していました。 ご指摘をうけ、『[716] 地下ピット』については、建物の仕様表(表ト建-1-7)のみに記載し、ピット内液回収配管系統については、設備の仕様表(表ト設-液6)に記載する旨を明確にさせていただきます。設備の仕様表(表ト設-液6)については、[716] 地下ピットの記載はしませんが、ピット内液回収配管についての記載することとします。
2853	0119-地盤1 [第2核燃料倉庫] ・4次申請で評価をされているのはスクラップ貯蔵棚(1)であるが、スクラップ貯蔵棚(2)のよりも安全側の評価結果であることを説明すること。	・スクラップ貯蔵棚(1)の土間に作用する支点反力はスクラップ貯蔵棚(2)より大きく、安全側の評価となっています。
2854	欠番	
2855	0119-地盤3 ・P1328 シリンダ貯蔵ピットについて、[5.1-設1] 原料貯蔵ピットは、シリンダ貯蔵ピットの誤記ではないか。	シリンダ貯蔵ピットに修正致します。

No.	コメント内容	コメント回答
2856	0119-地盤(建)1 ・(P4932) 支持力の評価結果は各建物の計算書の「各構造部材の最大検定比一覧」内の「杭」や「基礎」が該当するののか。 (4999) 第2廃棄物処理所南北渡り廊下の支持力の検討結果は記載されているか。 ・(P5073) 添説建2-X.2-1表で1階床の評価対象となっているのは4建家であるが、廃棄物貯蔵設備(5)が設置されている第3廃棄物倉庫の結果が記載されていない。 ・(P5073) 建物の1階床の支持性能の検討において、原料貯蔵所の結果はシリンダ貯蔵ビットも含めて最も厳しい結果を記載しているののか。	・支持力の評価結果は、杭の評価結果が該当します。 ・渡り廊下の支持力の検討結果を追記致します。 ・添説建2-Xに、第3廃棄物倉庫の評価結果を追記致します。 ・原料貯蔵所の土間の評価では、土間に作用する支点反力が最も大きい設備で評価しています。また、シリンダ貯蔵ビットは、別途、建物の耐震説明書で貯蔵ビットの底版の評価結果を記載しています。
2857	0119-地盤(建)2 地下集水槽地下ビットに関し、(P1617) 構造スラブとそうでないものとの違いを説明すること。	床(底版)と側面(壁)を書き分けておりましたが、同じ鉄筋コンクリートなので記載を適正化します。
2858	欠番	
2859	0119-地震2 [添付説明書-設3-1 計算結果] ・P5685~5693の計算結果は波及的影響を考慮しない場合の結果と思われるので、その旨を補足すること。	P5685~5693の計算結果は波及的影響を考慮しない場合の結果のため、その旨を記載します。
2860	0119-地震3 ・スクラップ仮焼炉(検定比0.91)の波及的影響評価について説明のこと。(許容限界等の考え方に違いがあれば説明のこと)。又、据付ボルトの検定比が補正1から変更(低減)されているが理由を説明のこと。	波及的破損に関する確認方法は以下のとおりです。 ①添付説明書-設3-1に示す、当該設備(下位の耐震重要度分類の設備。以下、下位設備。)に対する地震加速度の評価結果を基準とする。 ②波及的影響を及ぼす上位の耐震重要度分類の設備(以下、上位設備。)に対する地震加速度との比を検定比に乗じる。この値が1を下回れば、波及的破損を生じない。1を超える場合は、③の許容限界の見直しを行う。 ③耐震評価の許容限界は耐力を基に設定しているが、波及的破損については上位設備の地震力が作用しても固定機能が損なわなければよいため、引張強さを基に許容限界を設定する。このため、②で求めた検定比に、耐力と引張強さの比を乗じる。この値が1を下回れば、波及的破損を生じない。 スクラップ仮焼炉に対する波及的評価の確認方法は以下のとおりです。 ①検定比: 0.91 ②地震加速度 ・スクラップ仮焼炉(下位設備): 耐震重要度分類第2類(地震加速度0.6G) ・上位設備: 耐震重要度分類第1類(地震加速度1.0G) $0.91 \times 1.0 / 0.6 = 1.52 > 1$ (1を超えるので③へ) ③耐力: 235N/mm ² 、引張強さ: 400N/mm ² $1.52 \times 235 / 400 = 0.90 < 1$ したがって、波及的破損を生じません。 又、本設備はNo. 2570を受け、波及的破損の確認を実施した結果満足しなかったため、アンカーボルト [] を追加していることから、1次補正から検定比が低減しています。上記の波及定期破損に関する評価は、変更後の評価結果です。 また、No. 2570により、波及的破損の確認を実施した結果満足しなかったため、設計を変更した機器は下記3設備であり、評価結果をロータリーキルンの部材は炉芯管の評価結果を示します。据付ボルトは、ローラー基礎及びストッパのうち最も厳しい評価結果(ストッパ)を記載しています。また、据付ボルトは、ローラーの基礎及びストッパを添付説明書-設3(p.5683)に示す解析モデルにより、これらの据付ボルト全てと炉芯管をモデル化して、評価しています。
2861	0119-地震4 ・P5686 計算結果、ロータリーキルンの部材、据付ボルトはどの部位を示すののか。本体部と支持部(ローラー基礎orストッパ)を個別に評価している場合は区別して説明(記載)のこと	
2862	0119-地震5 P5689 ベレット配列機(3)(検定比0.93)の波及的影響に関する確認結果を説明のこと。(スクラップ仮焼炉に集約可)	ベレット配列機(3)については、波及的破損を考慮して据付部の設計を見直しております(第2回補正で機器図は反映済み)が、p5689に反映できていないため、修正いたします。設計変更後の据付ボルトの検定比は0.48となります。なお、部材の検定比は変更ありません。 波及的破損に関する確認方法については、スクラップ仮焼炉と同じです。
2863	0119-地震6 P5672添説設3-1図のモデル選択フローでシェルモデルでの耐震評価対象となった機器について明記のこと。	シェルモデルの評価対象を明記します。

No.	コメント内容	コメント回答
2864	0119-地震7 P5690 端栓周溶装置(検定比0.88, 0.94)の波及的影響に関する確認結果を説明のこと。(スクラップ仮焼炉に集約可)	確認方法については、スクラップ仮焼炉と同じです。 端栓周溶接装置 I 系架台 (0.94) を例に、波及的影響の確認方法は以下のとおりです。 ①検定比: 0.94 ②地震加速度 端栓周溶接装置 I 系架台 (下位設備): 耐震重要度分類第2類 (地震加速度0.6G) ・上位設備: 耐震重要度分類第1類 (地震加速度1.0G) $0.94 \times 1.0 / 0.6 = 1.57 > 1$ (1を超えるので③へ) ③耐力: 235N/mm^2 、引張強さ: 400N/mm^2 $1.57 \times 235 / 400 = 0.93 < 1$ したがって、波及的影響を生じません。
2865	0119-地震(建)1 ・耐震に関する各設計番号[6.1-建○]は設計仕様が重複しており、各設計番号の区別が難しい。設計仕様が明確に区別できるように記載を工夫すること。 ・(P4722)[6.1-建6]、[6.1-建7]の記載は、建物に設置する緊急対策設備、非常用設備そのもの及び建物との取り付け部分の損傷防止に関する記載という理解でいいか。取り付け部分も含む場合、添付説明書-建2の基本方針で取り付け方法に関する記載はあるか。 ・(P4722)[6.1-建6]、[6.1-建10]はともに建物に設置する緊急対策設備の地震による損傷防止の評価結果に関する記載であるが、違いを説明すること。[6.1-建10]にシリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所に設置する第1類の緊急対策設備(堰)に関する記載がない(シリンダ洗浄棟の仕様表には[6.1-建10]の記載がそもそもない)。 ・建地下ピット、遮蔽壁等については許容限界がどの文献に準じて設定されているのか記載がないので追記すること。	(2860と同様) ・適合説明の設計仕様の記載を明確化します。 ・建物に設置する緊急対策設備、非常用設備そのもの及び建物との取り付け部分の損傷防止に関する記載という理解でいいです。添付説明書-建2の基本方針で取り付け方法に関する記載を追記します。 ・[6.1-建6]は建物付随設備の耐震重要度分類を定めること記載です。 [6.1-建10]は「耐震重要度分類第1類の水平地震力は[99-建2]に記載されているが、耐震重要度分類第2類の水平地震力の記載がない。」とのコメントを頂いて追記したものです。 したがって、シリンダ洗浄棟には[6.1-建10]に該当する建物の付随設備はありません。 同一の設計(水平地震力)について資料3(地震)と資料23(事業許可で求める仕様)に記載があるので、両者がつながらるように注記を記載します。 ・許容限界の出典の記載が無い箇所は追記します。
2866	0119-地震(建)2 ・(P1161)建物内部の自立壁は今回申請対象か。自立壁に求められる安全機能を説明すること。	安全機能はなく、申請対象外です。
2867	0119-地震(建)3 ・(P143~144)[6.1-建10]の記載が無い理由を説明すること。耐震重要度分類第1類の堰を有する第1、第2廃棄物処理所には記載がある。	コメント2865と同じ。
2868	0119-地震(建)4 ・廃液処理設備(4)集水ピットの計算書がない。	加工棟の廃液処理設備(4)集水ピットの仕様表は設備の仕様表に統合します。したがって、ピットのコンクリート部の耐震評価結果も設備の耐震計算書に記載しています。
2869	0119-地震(建)5 ・(P5042)独立遮蔽壁の計算書において、「1.設計用荷重(1)地震力」に耐震重要度分類1類の地震力が記載されているが、独立遮蔽壁(5)は耐震重要度分類第3類なので、3類地震力も追記すること。 ・(P4721)[6.1-建5]独立遮蔽壁等の2次設計は省略としているが、事業許可の方針と相違がないことを説明すること。	・耐震重要度分類3類の独立遮蔽壁(5)の地震力も追記します。 ・許可では建物・構築物を2次設計の対象としていますが、当該の独立遮蔽壁は、2次設計の目的である大地震時に対して崩壊・倒壊等しないで人命保護を目的とすることに該当しないため、2次設計は省略しています。
2870	0119-地震(廃)1 ・P4768 6.1-設12 耐震重要度分類第2類の機器として排ガス冷却装置、コンデンサもあるのではないか。確認のこと。	排ガス冷却装置、コンデンサは高性能エアフィルタの上流に設置しているため、6.1-設12の対象とはしていません。 排ガス冷却装置、コンデンサを耐震重要度分類第2類とした理由についてはコメントNo.2817の回答をご参照ください。
2871	0119-地震(廃)2 ・P5740 ダクトの支持方針_標準支持間隔法に基づく設計が困難な箇所については、配管と同様、該当箇所を示すこと	ダクトについては、標準支持間隔法に基づく設計が困難な箇所はありません。
2872	0119-地震(廃)3 ・(P1503)[6.1-建9]の記載は設計基準か。耐震重要度分類第3類の地震力で耐える固縛であることを説明すること。 (ドラム缶等の地震時転倒、落下防止評価の考え方については追記のこと)	ドラム缶固縛の要求は耐震重要度分類に基づくものではなく(すなわち設計基準ではなく)、P1601に記載の通り、その他事業許可で求める仕様の一つです。ドラム缶はSクラスの地震に対しても除染係数100を実現することとしております。これを実現するため、0.6Gの地震力に対し、転倒しないように固縛する設計としております。 この考え方に基づき、1次申請の廃棄物管理棟に保管するドラム缶でも同じ設計としております。 なお、第1回補正で[6.1-建9]としていた設計番号を、第2回補正では[99-建9]に変更しています。 ドラム缶等の地震時転倒、落下防止の考え方について、適合説明書に追記します。

No.	コメント内容	コメント回答
2873	0119-閉込1 【コメント回答(2820)について】 ロータリーキルンの排気及び水封の液体について廃棄物として整理しているが、その許可整合の説明がなく、仕様表(補正P264)においても液体状のウランの記載が残っており再度整理が必要。 その上で、開口部のある燃焼チャンパについて、扱う気体はダストチャンパを経由するという違いはあるものの他の開口部を有するフードボックスと類似の設備であり、それらと同様の設計(面速や負圧維持など)により放射性物質を限定された区域に閉じ込めることを説明すること。	・放射性液体廃棄物→液体状のウランに修正します。 ・また、ロータリーキルンの排気については、ダストチャンパで焼結メタルフィルタを経由した排気ですが、事業許可での整理と同じく、ウランを含む排気とし、その閉じ込めに関する設計を記載することとします。 具体的には、[20.1-設70]を削除し、[10.1-設31]負圧維持にを記載し、閉じ込め説明書に、フィルタを経由した排気を取り扱う旨を記載します。 また、水封ポットは液体状のウランを取り扱うとみなすものの、フィルタを経由した排気を取り扱うため臨界管理等は不要としている旨を閉じ込め説明書に記載させていただきます。
2874	0119-閉込2 ・[10.1-設23]ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ)の設置) P350ろ過器(1)の仕様表に、当該設計番号の記載が無い。P2803図イ設-73には、繊維フィルタの記載がある。	製品中に混入した異物を分離回収する遠心ろ過機のバックアップを目的に設置するもので、本ろ過器については、[10.1-設23]は不要です。よって、図面から、繊維フィルタについては、ウラン除去に関する*4については削除させていただきます。
2875	0119-閉込3 ・[10.1-設31]局排、負圧維持。 P5865~5868。乾燥機類のうち、[174]乾燥機のみ該当しないのは何故か。	乾燥機[174]は導入時より面速で閉じ込め性を担保しており、本申請もこれを踏襲した表記としております。 一方、予備成型乾燥機[71]、乾燥機[72]のように新たに開口部の閉じ込め性を定義した機器については、機器の開口部構造、排気風量バランスへの影響を考慮して、負圧による閉じ込め性維持を選択しております。
2876	0119-閉込4 ・[10.1-設4]P5938において、[10.1-設4]の④としてB-DBAを想定した閉止弁の設置の記載をしているが、許可において想定しているB-DBAについて記載箇所、内容を説明すること。また、そのB-DBA時における体制(弁閉止における作業体制)について説明すること	通常、槽内用U02F2溶液から発生する蒸気圧分のHFは、槽排気ノズルから気体廃棄設備(1)より排気します。蒸気圧分のHFはごく微量であり、かつ他の排気により希釈されることから、槽排気先のHEPAフィルタは耐HF仕様は採用していません。 これに対して、許可で取り上げたB-DBAの説明は添付説明書一設8に示しておりますが、このシナリオでは気体廃棄設備(1)の排気ファン停止を想定している(p6056参照)ため、排気先を失った蒸気圧分のHFが転換加工室内に広がる可能性があります。 これを防止するため、排気ダクトとの接続部には閉止弁を設置し、B-DBA事故時はこれを閉止することで、蒸気圧分のHFを槽内に閉じ込める設計としています。 この説明を閉じ込め説明書の当該箇所に追記致します。 また、B-DBA事故時は運転員複数名で閉止作業を行う旨、説明書に追記致します。なお、具体的な作業体制については保安規定に記載致します。
2877	0119-閉込(建)1 [10.1-建6]シリンダ洗浄棟内部の床、壁の塗料で仕上げ範囲(高さ等)を説明すること。 [10.1-建5]シリンダ洗浄棟の内部止水用水用の堰で液体状の核燃料物質等を取り扱う設備からの漏えいの拡大を防止する設計について認可を申請する場合、「設備の周辺部に設ける堰」と「施設外に通ずる出入口の周辺部に設ける堰」について、位置・構造・強度を記載し、それぞれの堰の設計上の漏えい源及び漏えい量を特定し、当該堰で漏えいの拡大を防止することができる設計であることを添付説明書に記載し、説明すること。	汚染の防止に仕上げの範囲を記載しています。 拝承しました。 設備堰は期待しないで評価している旨を記載します。
2878	0119-閉込(建)2 ・(P4797)第1廃棄物処理所の非管理区域はどこか、また溢水源は何か?図イ建-1-4で説明すること。 ・(P1579)[10.1-建5]非管理区域から第1種管理区域への溢水の漏えい防止は閉じ込め機能の技術基準対応として整理するのは適切か。溢水では。 ・第2廃棄物処理所の堰は事業許可と整合させるために耐震重要度分類1類とすること。	・非管理区域は屋外です。東側の鉄扉から屋外への流出を防止するために堰を設けます。 溢水源は、許可に記載した通り工業用水です。 ・第2廃棄物処理所の非管理区域には水道水(上水)の配管があり、溢水源となりますが、屋外に通じる扉から流出するため、閉じ込めには該当しないので、記載を適正化します。 ・拝承しました。
2879	0119-臨界1 P3448 図へ配-6のピット間隔(478mm)と、P2340 図へ建-1-15のシリンダピット詳細図のピット間隔(320mm)が一致していない。シリンダピット上部の貯蔵孔(開口部)に求められる全ての安全機能(臨界防止、シリンダ支持等)及び設計荷重を明確にしたうえで、求められる安全機能を維持することができる設計であることを説明すること。	図へ配-6のピット間隔(478mm)はシリンダをピット中心に設置した距離で、図へ建-1-15のピット間隔(320mm)はピットコンクリートの間隔ですが、図へ配-6の記載を見直し、臨界防止に係わるピット間の距離を明確に致します。また、シリンダピット上部の貯蔵孔(開口部)に求められる安全機能(臨界防止、シリンダ支持、耐震)について仕様表及び耐震計算書にて説明致します。
2880	0119-臨界2 P1388 表へ設-60 次回以降の申請にて適合を確認する範囲については、次回以降申請時に刈取り状況を対比して管理するため、今回申請に係る建物の仕様表ごとに分けて記載すること	#2843と同じく、現状の記載で十分であると考えております。
2881	0119-臨界3 ・(P141)洗浄室の床厚さが300mm(P4679)となっており、30.5cm以上となっていない。	床厚さの記載を適正化します。

No.	コメント内容	コメント回答
2882	0119-外部衝撃 (建)1 ・(事実確認事項No2791, 2792) (申請書P2087他) 一般高圧ガス保安規則の機能基準に定められた厚さ、高さを有することで、技術基準に基づき想定される外部火災、爆発に耐えることを説明すること。火災、爆発評価を実施し、確認しているという理解でいいか。	遮蔽壁は、一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用に定められた障壁の構造基準を満足する鉄筋サイズ、鉄筋間隔、壁厚さ、高さとしていることから、爆発に耐える構造としています。また、火災については、内部火災影響評価の方針書に示した通りNFPA Handbook (CHAPTER 2 Structural Integrity During Fire 19-53 FIGURE 19.2.20)のNormal aggregateに「厚さ150mm以上のコンクリートの耐火時間：3時間以上」と示されており、遮蔽壁の壁厚は全て150mm以上であることから3時間耐火性能を有していることから遮蔽壁は外部火災で損傷しません。 上記について、外部火災の基本方針書に記載します。
2883	0119-閉込5 2823, 2824 【水平展開】第2次補正で、認可を受けようとする閉じ込めの設計要求事項に対して漏れがなく、添付説明書において整合がとれた説明がなされていることを確認し、確認結果(設計仕様の追加・修正、添付説明書との不整合等の修正が必要な箇所)を説明すること。	閉じ込めの設計要求項目について漏れなく添付説明書と本文記載事項の整合がとれていることを確認しました。 資料「MSR-21-003」参照。
2884	0119-閉込6 2827 非常時に作動する排風機の選定の考え方をどこに記載したのか記載すること。(「添付説明書-設10(6083)」には記載がない。)	水平展開を再確認しました。 資料「MSR-21-003」参照。
2885	0119-閉込7 2827 【水平展開】第2回補正申請書の記載箇所については、漏れなく、正確に記載されていることを確認すること。	水平展開を再確認しました。 資料「MSR-21-003」参照。
2886	0119-工事(建)1 工事の計画(追加コメント) 補正申請P122 付属建物シリンダ洗浄棟 4.1.1(1)手順に記載の「床を掘削した箇所の補強工事」は、何のためにどこを掘削するのか。仕様表の変更内容に記載しているか確認すること。工事における液体状の核燃料物質等の閉じ込め(漏えい防止)の計画についても説明すること。	床の掘削工事は一般的な記載として工事手順に記載しておりましたが、シリンダ洗浄棟には床掘削を行う工事はないため、当該記載は削除いたします。本申請に記載している建物のうち、第2廃棄物処理所、除染室・分析室についても同様のため、当該記載を削除致します。なお第1廃棄物処理所については、柱脚部を補強する際に床を掘削するので、当該記載は残します。 第1廃棄物処理所には、液体状の核燃料物質等はありません。
2887	0119-臨界(建)1 P158 仕様表 臨界防止 第3核燃料倉庫(1)(2)領域に「次回以降申請予定」の記載すること。	拝承します。
2888	0119-外部衝撃(建)1 P170 その他事業許可で求める仕様：[99-建2]工場棟転換工場3階床の終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回ることを追加申請している点について、事業許可で求めた仕様であることを説明すること。 当該評価が、新たに認可申請(評価)する事項であることを本文中に記載すること。また、工事の計画及び検査に必要な事項を記載し、新規基準への適合確認を行うこと。(工事フロー、検査項目等に追記すること。)	転換工場3F床が竜巻防護ラインであることを本文、工事の方法などに記載します。
2889	0119-外部衝撃(建)2 P2299 図イ建3-2-1 竜巻防護ラインの図は、どこを変更したのか	転換工場3F床を竜巻防護ラインとしました。